

報第2号

神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定について

神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定について、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理しましたので、同条第3項の規定により報告します。

令和7年4月15日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花田忠雄

神奈川の教員の働き方改革に関する指針

令和7年3月 改定



県教育委員会は、令和元年に、「持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う」ことを目的に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

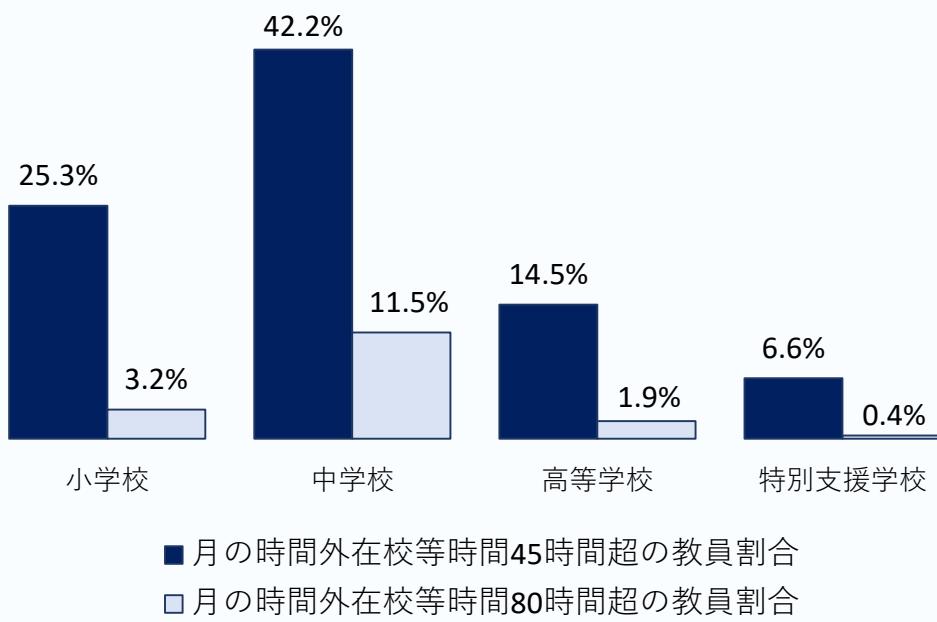
その中で、

- ①時間外在校等時間の縮減（月45時間上限など）
- ②年次休暇一人あたり年平均取得日数15日以上及び
学校閉庁日5日間の設定
- ③「神奈川県の学校部活動に関する方針」の遵守
(部活動休養日を週あたり2日以上等)

の目標を掲げ、教員をサポートする外部人材の活用など、働き方改革の取組を進めてきました。

その結果、②、③の目標については概ね達成しましたが、①については一定の改善はみられるものの、依然として、月45時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。

令和5年度 時間外在校等時間の状況



そこで、指針策定から概ね5年が経過した中、改めて、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を改定し、子どもたちへのより良い教育を実現していきます。

本指針では、教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や、取組の方向性を示しています。

県教育委員会は、指針に基づき、県立学校における働き方改革を推進します。

県域の市町村立学校における働き方改革は、当該市町村教育委員会が推進し、県教育委員会はその取組を支援します。

指針の対象期間は、令和11年度までの概ね5年とします。

ただし、令和7年度から9年度までの3年間を「重点改革期間」に設定し、市町村への強力な支援などにより、目標の早期達成を目指します。

2 目標

教員の「長時間勤務の是正」とともに「ウェルビーイング※の向上」を図るため、次のとおり県・市町村教育委員会共通の目標を設定します。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

【目標】

時間外在校等時間	月45時間超の教員の割合	0%
	年360時間超の教員の割合	0%

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

【目標】

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※ ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいいます。

目標達成に向けて、次の体系により取組を進めます。
なお、国等の新たな動きなどにより、必要な見直しを行う場合があります。

教員が本来業務に注力できる環境づくり

業務の削減・見直し

- 学校への調査・照会の削減
- 学校行事等の見直し、効率化
- 部活動に関する方針の遵守
- 勤務時間外の電話への自動音声応答の導入

チームで支える学校づくりの推進

- 外部人材の活用による教員の業務負担の軽減（業務アシスタント、スクール・サポート・スタッフなど）
- 外部人材の活用による困難を抱える子どもへの支援（スクールカウンセラーなど）

教員の業務の明確化

- 学校と保護者・地域との役割分担（コミュニティ・スクールの活用等）

働き方改革の実効性を高める環境づくり

意識・風土の改善

- 教員の働き方改革に対する意識の醸成
- 完全退勤時間の設定・遵守
- 学校閉庁日の遵守
- 会議等の見直し、効率化

現場の声を踏まえたP D C Aサイクルの構築

- 働き方改革に関する教員の声を聞く仕組みづくり
- 教育委員会における取組状況の見える化

質の高い教員の確保

- 教員採用試験の見直し
- 教員の配置定数の改善について国に要望

働きやすい職場環境づくり

校務DXの加速化

- 様々な校務へのDXの導入（保護者との連絡、テストの採点等）
- 外部人材の活用によるICT支援

快適に仕事ができる勤務環境の整備

- 職員室などのオフィス環境の改善整備
- 年次休暇等の取得促進

教員がいきいきと活躍できる環境づくり

組織的な支援体制の充実

- 通話の録音機能導入による相談等の的確な把握
- 保護者等の相談窓口の設置
- 教員のメンタルヘルス対策の充実
- 校長によるマネジメントの強化

教員の待遇改善

- 教員の待遇改善について国に要望

目標達成に向けた取組のうち、本指針の対象期間における重点取組として、次の事項に県・市町村教育委員会が共同して取り組みます。

業務の削減・見直し

- 全ての教員に、働き方についての意識改革を促すとともに、保護者や地域に、教員の働き方改革への理解、協力を促します。
- 学校に対する調査や照会を削減します。
- 運動会や学芸会など、学校行事について見直しや効率化など、精選を図ります。
- 勤務時間外の電話に対して、自動音声による応答を実施します。
- 職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化を徹底します。
- 部活動指導員など、外部人材の拡充を図ります。
- 中学校における部活動の地域移行や地域連携を推進します。

校務DXの加速化

- 学校と保護者との連絡手段をICT化するなど、校務DXにより業務の効率化を進めます。

組織的な支援体制の充実

- 保護者等からの困難な要望に、学校と教育委員会が連携して対応します。
- 校長の役割に働き方改革を位置づけ、その推進を強化します。
- 教員の配置定数や外部人材の拡充などについて、県・市町村教育委員会が共同して国に要望します。

P D C Aサイクルの構築

- 県・市町村教育委員会が共同して、毎年度、目標の進捗管理を実施し、公表します。また、PTA団体等に進捗状況を説明し、意見交換を実施します。
- 教員から業務改善提案を受け付ける仕組みを構築します。

県教育委員会が行う具体的な取組

県教育委員会は、外部人材の積極的な活用など、これまで行ってきた働き方改革の取組に加え、指針に基づき、新たに次の取組を行います。

特に、重点改革期間に限って特例的に行う「働き方改革加速化補助金」により、県域の市町村教育委員会の取組を強力に支援します。

1 働き方改革加速化宣言

県・市町村

県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、教員の働き方改革を加速させることを、保護者や地域等に宣言し、理解と協力を促します。

2 教員の意見を聞く仕組みの構築

県・市町村

教員の働き方改革を実効性あるものとするため、県立学校において実施している意識調査を市町村立学校においても実施するなど、当事者である教員の意見を聞く仕組みを構築します。

3 メンタルヘルス対策の充実

県・市町村

教員のメンタルヘルス対策を進めるため、県立学校に臨床心理士を派遣するほか、県域の市町村立学校の教員も研修に参加でき、重点改革期間中は精神科医に相談できる体制を整備するなど、市町村の取組を支援します。

4 働き方改革加速化補助金の創設

市町村

県域の市町村立学校における働き方改革を進めるため、重点改革期間中に市町村教育委員会が行う取組について、臨時的・特例的な措置として、「市町村立学校働き方改革加速化補助金」を創設し、強力に支援します。

5 市町村立学校の教科担任制の推進等

市町村

小学校における教科担任制の推進や、小学校における35人以下学級の拡大等を進めるとともに、教頭マネジメント支援員などの支援スタッフを配置し、指導・運営体制を充実させます。

6 中学校における部活動の地域移行・地域連携の推進

市町村

生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教員の働き方改革を推進するため、部活動の地域移行・地域連携を推進します。

7 県立学校勤務時間管理システムの改修

客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、該当職員に対して注意喚起等を行えるようにするため、勤務時間管理システムを改修します。

8 校務DXの加速化

新たに次のシステムを開発することにより、校務DXを加速化し、業務の効率化を推進します。

- 学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムの導入に向けた開発を行います。
- 高等学校等における教員の定期テスト等の採点業務の効率化を図るため、採点システムの導入に向けた開発を行います。
- 校務を効率化するための統合型校務支援システムについて、特別支援学校での導入に向けた開発を行います。
- 教員の情報共有手段であるグループウェアシステム等の再構築に向けて、計画を策定します。

9 ICT支援の充実

教員のICT活用の充実を図るため、県立学校にICT支援員を引き続き配置するとともに、より高度なICTの専門知識を有する人材を新たに配置します。また、教員が利用するネットワーク、パソコン、システム等に関する問合せ対応やネットワーク障害発生時の一時対応作業を行うヘルプデスクを設置します。

10 通話録音機能／自動音声応答機能付き電話の導入

保護者・地域からの相談等を的確に把握するため、勤務時間内の通話録音機能を導入します。また、教員の長時間勤務を是正するため、勤務時間外の自動音声応答を導入します。

11 学校問題の解決に向けた支援窓口の設置

学校と保護者・地域住民との間で生じた困難な問題について、円滑な解決を図るため、学校問題解決支援窓口（仮称）を県教育委員会内に設置します。

12 オフィス環境の改善

働きやすい職場環境を実現するため、職員室等のオフィス環境を改善します。

令和7年3月、県教育委員会と県域の市町村教育委員会は、共同で働き方改革の加速化を宣言しました。

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまででも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

令和7年3月28日

神奈川県教育委員会
県域*の市町村教育委員会

- * 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の30市町村

神奈川の教員の働き方改革について、県のホームページに掲載しています。
URL:<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/cnt/f537530/index.html>

神奈川 教員 働き方改革

検索

